

1 目的

今後、要介護認定申請数の増加が見込まれるため、介護認定事務の簡素化を図り、介護認定業務に資源を集中することで、認定にかかる日数を短縮することを目的とする。

2 更新通知廃止に向けた動き

要介護認定の更新通知の廃止について、段階的に廃止を行うべく、介護支援専門員協会役員会をはじめ、地域包括支援センター長会議、老人福祉施設協会役員会等介護サービス事業者に、利用者の申請の失念等に配慮した要介護認定更新通知の一律通知方法の見直しについて説明し、概ね了解を得ている。

3 開始時期

第1段階 令和8年8月末送付予定分から

認定有効期間が令和8年10月末に満了を迎える更新申請対象者

4 実施方法

更新申請者全員に送付していた更新申請案内と申請書送付は、取りやめる。

更新申請受付開始日から2週間経過後に未申請者を抽出し、未申請者に「更新案内」のみ送付し、要介護・要支援認定申請書は、送付しない。

認定結果通知時に同封する「案内チラシ」に通知方法変更について記載

5 周知方法

(1) 市民への周知

認定結果通知に同封する「案内チラシ」に通知方法変更について記載

鈴鹿亀山地区広域連合広報8月号

広域連合ホームページ掲載（広報掲載と同時期）

(2) 介護サービス事業者への周知

管内全ての介護サービス事業者に対し、メール及び書面で通知

集団指導での各事業所周知（令和8年8月実施予定）

6 実施評価

【第1段階の評価】 3か月ごとに行う

通知方法を変更したことに伴う影響についての検証

- ・更新申請件数、更新申請未申請者の割合の推移
- ・介護保険適応外になり、不利益が生じたケースの有無及び内容
- ・事務量及び経費の変化 等

【第2段階 全面廃止への移行】 第1段階の評価の結果による。実施時期は未定